

第5回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会概要

開催日時：平成19年12月12日（水） 16：30～17：20

場 所：内閣総理大臣官邸2階小ホール

出席者：構成員（政府側）町村内閣官房長官、岸田内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、石破防衛大臣、高村外務大臣、額賀財務大臣、桜井環境副大臣（鴨下環境大臣代理）

（沖縄側）仲井眞沖縄県知事、島袋名護市長、東宜野座村長、儀武金武町長、上原国頭村長

その他（政府側）大野内閣官房副長官、岩城内閣官房副長官、二橋内閣官房副長官、坂内閣官房副長官補、増田防衛事務次官、東内閣府審議官

議 題：（1）環境影響評価について
（2）建設計画について
（3）その他

会 議 録：

（町村内閣官房長官）

それでは只今から、第5回「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を開催いたします。

今日、司会を務めます、内閣官房長官の町村でございます。どうぞよろしくお願いたします。お忙しい皆様方には年末、去る11月7日に引き続きまして開催いたしました。特に遠い沖縄から、皆さん足をお運びいただきまして、どうもありがとうございます。普天間飛行場の移設が早期かつ円滑に進められますよう、今後とも、政府と皆様方が一体になって緊密に意見交換をし、意思疎通を図りながら、前向きに進めていける、そんな前回はいい雰囲気での御議論をいただいたわけですが、また、今日もそういうふうになることを期待をしているところでございます。本当に今日はお忙しい中、仲井眞知事さんを始め、ありがとうございました。

今日は、環境影響評価、それから建設計画等について御議論をいただくことにしておりますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

それでは、まず初めに、環境影響評価を議題としたいと存じます。

まず、仲井眞知事さんどうぞよろしくお願いたします。

（仲井眞沖縄県知事）

失礼いたします。私がまず発言させていただきます。環境影響評価の審査状況と問題点とございますか、そういうことについて申し上げます。

第1に、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書につきまして、県は、去る10月30日に沖縄県環境影響評価審査会に諮問をし、審査会におきまして、地元名護市辺野古区や宜野座村松田区等からの意見を聴取する等審議をし、更に代替施設周辺の現地調査等を、この審査会は実施しております。

第2に、この沖縄県環境影響評価審査会は、13人の専門家でできておりますが、この審査会におきまして、防衛省からお出しになった方法書を審査するに足る内容が、不十分であるとして、35項目76問の質問書を防衛省に送付いたしております。回答をいただいておりますが、これまでの説明が、すいませんが繰り返しの内容になっておりまして、ちょっと言葉強くて恐縮ですが、極めて不十分ということで、審査会の委員からは、審査が困難であるというような声が上がっております。そのため、このままの状況では、審査会からの答申が、私宛に出すわけですが、極めて厳しい内容にならざるを得ないと考えられます。

3番目に、今回の方法書は記載内容が、恐縮ですが、大雑把な感が強く、具体性に欠けていることから、審査会同様、県といたしましても、審査がなかなか難しい状況になると考えております。例えば、主要な諸元、つまりスペックであります。飛行場の、例えば区域についてもスペックが無い。作業ヤードだとか埋立土砂発生区域の面積も明らかにされていない。また、飛行経路等の運用形態が記載されておられません。更に、陸上飛行や航空機装弾場及び大型岸壁等、方法書に全く記載されていない内容が新聞等のマスコミでむしろ報道される等、恐縮ですが極めて問題が多いのではないかと考えております。また、これらの内容につきましては、自然環境や生活環境に影響を及ぼすと考えられることから、可能な限り明らかにされるべきものと考えております。

今後、県におきましては、沖縄県環境影響評価審査会の答申を踏まえめるとともに、名護市長及び宜野座村長の意見も勘案をして、住民等意見にも配慮をし、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例で定められた期限内に知事意見を提出する予定でございます。

県といたしましては、環境影響評価手続におきまして、環境の保全の見地から必要な意見を述べていく考えでありますので、事業者たる防衛省におかれましては、県の方法書審査への誠意ある対応と、知事意見に対する適切かつ確実な対応を是非していただきたいと考えているところでございます。以上です。

(町村内閣官房長官)

続きまして、島袋名護市長さんお願いいたします。

(島袋名護市長)

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書につきましては、平成19年10月23日、仲井眞知事からの意見照会に対し、11月27日、私の意見を提出いたしました。

私は、普天間飛行場代替施設については、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことがないように、最大限の配慮を行うとともに、地元や関係機関、団体等

の意向を踏まえ、適切な対策を講じる必要があると考えております。

特に、代替施設の位置につきましては、米軍普天間飛行場の危険の解消という移設の原点に照らしても、将来にわたって代替施設に向き合う地元に対し、安全性の向上や航空機騒音の軽減等、住民生活への影響を最小限に抑えるという観点から、可能な限り沖合に移動する必要があると考えております。

また、平成14年7月29日の代替施設協議会でSACO最終報告の内容に民間空港機能が付加された「普天間飛行場代替施設の基本計画」が了承されましたが、この位置の決定に当たり、平成13年3月10日に米軍大型ヘリコプターによるデモ・フライトを実施し、地域住民の理解を得た経緯がございます。今回は、米軍施設となり、滑走路の位置も異なることから、前回同様、デモ・フライトを実施し、その結果を環境影響評価の中で検証する必要があると考えております。

こうしたことを踏まえまして、代替施設を使用する航空機の機種及び飛行経路や関連施設の構造等、事業の具体的な内容を明らかにするとともに、この内容を踏まえ、予測で用いる条件等を適切に設定し、環境影響評価の項目や手法の選定、効果的な環境保全措置の検討を行う必要があると考えております。

その他具体的な内容につきましては割愛させていただきますが、市の考え方を踏まえて対応していただきたいと思いますと考えております。

(町村内閣官房長官)

ありがとうございました。続きまして、東宜野座村長さんお願いいたします。

(東宜野座村長)

環境影響評価について、環境影響評価方法書については、宜野座村民の生活環境、自然環境等に悪い影響を与えないように、宜野座村海域を含む村全域を対象とし、調査していただきたいと思います。

また、平成18年4月7日の基本合意に基づき、宜野座村上空を飛行ルートから回避することを念頭に計画し、調査していただきたいと思います。

(町村内閣官房長官)

ありがとうございました。それでは政府側の方から、まず石破防衛大臣お願いします。

(石破防衛大臣)

それでは環境影響評価について申し述べます。まず方法書についてでございますが、環境影響評価の方法書につきましては、法律上、条例上必要な対象事業の目的及び内容、実施されるべき区域及びその周囲の概況、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等の基本的要素を記載しておりまして、方法書としての要件は整っているというふうに考えております。

現地の調査についてでございますが、環境影響評価につきましては、知事の御意見を勘案する等いたしまして、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及

び評価の手法を選定し、手続を進めてまいりたいと考えております。防衛省が行っている現況調査につきましては、県等からの協力をいただいて、着床具からサンゴを採捕し、サンゴの生息状況を把握する等基本的に順調に進んでおります。しかし、サンゴ、藻場の採捕等について、県の御許可が得られておりません。これらの採捕等は速やかに行う必要がある、このように考えておりました、四季を通じて行わねばならないものでございます。この冬のシーズンを逃しますと、1年後の冬に調査を行わざるを得ないということにあいなりますので、遅くとも2月の初めから調査を行うことができますよう、許可等につきましても対応をお願いしたい、このように考えております。

また、いろいろ厳しい意見を頂戴いたしております。今、方法書としての要件は整っていると申し上げましたが、方法書の手続では、環境影響評価実施の前提となります方法書の記載内容に不足の点がないかにつきまして、関係自治体等から御意見を頂戴し、それらの御意見を勘案して、環境影響評価を進めてまいりたいと、このように考えております。

飛行場区域、作業ヤード及び埋立土砂発生区域の面積等の建設計画に関します具体的な内容につきましては、防衛省といたしましては、主務省令等に基づきまして、準備書に記載する等適切に進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

デモフライトにつきましては、私共といたしまして、必要な客観的なデータを保持しているというふうに考えておりました、このデータに基づき、評価できるものと思っております。デモフライトにつきましては、その実施の必要性も含めまして、御意見も踏まえまして上で検討してまいりたい、このように思っています。以上です。

(町村内閣官房長官)

ちょっと、私から石破大臣に聞きたいのですが、先程の知事さんの発言の飛行場区域、作業ヤード、埋立土砂発生区域の面積等をどうやって明らかに。

(石破防衛大臣)

これは今後、準備書にそういうことを記載をいたしたいというふうに考えております。ですから、具体的な内容は、まだ明らかではないという御指摘を頂戴いたしました。私共といたしましては、この点につきまして、今、方法書の諸要件は、必要なものが記載されていると考えておりますが、今後、具体的な内容につきましては、準備書に記載するというようなやり方を探りまして、主務省令に基づき手続を進めたいというふうに思っております。今の知事さんの御指摘は、十分踏まえまして上で、よく御相談をしながら進捗を図ってまいりたい。

(町村内閣官房長官)

その準備書は、いつ頃お出しになられるのですか。

(石破防衛大臣)

準備書の出せる時期は、いつ頃か。

(事務方より、「当初の計画では、7月末の予定」との説明あり。)

(仲井眞沖縄県知事)

今度、アセス調査について、申し上げていいでしょうか。

(町村官房長官)

どうぞ、知事さん。

(仲井眞沖縄県知事)

アセス調査に入ります。同じく環境影響評価の第2番目になるんですが、アセス調査ということで、第1に、今度行われる調査は、これまでの自主的な現況調査とは異なり生活環境及び自然環境に配慮し、方法書知事意見を踏まえ、アセス調査として実施する必要があります。また、季節を考慮しなければならない調査項目があることは理解しており、必要があれば事前調整は行いたいと思います。しかしながら、防衛省から、調査方法やその前提となります事業内容について説明を受け、十分納得がいかなければ、許認可の判断ができません。そして、今、防衛大臣が仰いましたが、防衛大臣からアセス調査の許認可が県から得られていないかのような御発言がありました。先程申し上げましたように、アセス調査は方法書に係る今後の知事意見を踏まえて、許認可の判断をするものであって、これが整っていない段階で、そもそも許認可ができるわけはありませんので、こういう、当然のことをしないままでは、私共理解不能な状況にあります。

もう1点、冬季の調査についても同じように、冬季の調査をやるためには、その前に許認可が必要だと仰っておられるわけですが、これは調査が1年間遅れるかのように御発言されておられますが、これは全くそうではなくて、きちっと方法書等のプロセスが進んで、私が意見を出して、その結果、方法書に基づいて調査が行われるのであって、その前に何か許可とか認可が必要だと言われても、これは出せないんですよね。ですから冬季についても、こういうことではなくて、こういう、今仰ったようなことではないことが明らかで、誤解を招きかねぬ御発言だと我々、実は考えているんですが。

(町村内閣官房長官)

防衛省から何かありますか。

(石破防衛大臣)

よく意見の調整をしていかなければと思います。あるいは私共の方で認識が十分でないと言われるのかもしれませんが、それは四季を通じてどうなのだとすることを調査をしなければならないということなのですよ。これは御許可をいただかなければ、私共としては、なかなか調査ができない。

(仲井眞沖縄県知事)

方法書が前に進んでからの話ですからね。例えば夏、秋、冬、春ということですから、これ、ちょっとずれたら、遅れたら遅れた分だけずれるだけであって、また1年遅れるということはありませんかと思っております。

(石破防衛大臣)

つまり、何かいい方法がないかということですか。

(仲井眞沖縄県知事)

そうですね。それから先程の準備書の段階というのは、今、我々方法書のことをやっております、その次が準備書ですよ。ですから、この方法書の審査というか、その内容に先程申し上げたことが入って、関係しておりますから、この約1年後の準備書ではなく、方法書の中に入れていただかないと、これ、審査会も審査できかねるというようなことをしておりますし、一つ、こちら辺はもう一度、いろんな情報をきちんと出していただきたいと思っております。

(町村内閣官房長官)

今の知事さんの御発言に何か。

(増田防衛事務次官)

1点だけ、今、知事から1年遅れるというふうな御発言というふうに御指摘ございましたけれども、大臣も1年遅れると申し上げているのではなくて、今年の冬を逃すと来年の冬になってしまうと、ですから、正に知事が仰るように、1年の期間が数ヶ月ずれるということを申し上げて、今年の冬も調査をやらせてほしいということで。

(仲井眞沖縄県知事)

失礼ですが、方法書のプロセスが終わらないと、そもそも調査に入れませんか。ここを、要するにワンラウンド、1年やるということですから、今までの調査が、御自分でおやりになった調査がそのままお使いになれるならいざ知らず、これは、方法書そのものをまずクリアしないことには、冬から、調査がスタートしなければいけないわけではなくて、いつからスタートするのかというだけですよ、1年間というもの。

(増田防衛事務次官)

知事、恐縮ですが、ずれがあって、1年遅れると大臣も仰っているわけではございませんので。

(石破防衛大臣)

方法書が終わってからという意味で。

(仲井眞沖縄県知事)

それはそうですね。方法書が終わってから、今仰っているのは、少し急いでくれというような御趣旨でしょうか。

(増田防衛事務次官)

いや、必ずしもそうではありません。

(仲井眞沖縄県知事)

おそらく実務的には、同じことを我々言っていると思うのですが、私も表現が悪かったかもしれませんが、あの表現では誤解を招く様な、我々の方で何か、許可をしない、認可をしないということをやっているように聞こえるものですから。ずれるだけですよね。

(増田防衛事務次官)

そうでございます。

(石破防衛大臣)

全体で1年遅れてしまうというようなことで、私は申し上げているわけではございません。

(仲井眞沖縄県知事)

その分ずれる。

(石破防衛大臣)

その分だけ、2、3ヶ月ずれるということもあり得るということで申し上げたところであります。全部1年、遅れるという意味で申し上げたわけではございません。

(町村内閣官房長官)

よろしいでしょうか。知事さんから御発言がありましたが、冬場の調査ということが必要であるということが、今、後段の御発言で言っていただきましたから、ご理解いただけるかなと思っております。防衛省側も知事さんからいろいろ、今の段階での資料提供等々に不十分であるという御指摘があると思いますから、可能な限り十分な資料の提供、御説明ができるように、心がけていただきたいと思います。そういうふうに思います。そして環境影響評価手続が円滑に進むように、御努力いただきたいと思いますので、それぞれ関係者、最大限の御努力をしていただきたいと思います、こう思います。どうかよろしく願いいたします。

次に、建設計画を議題といたします。石破防衛大臣、どうぞ。

(石破防衛大臣)

それでは、代替施設の建設計画について、御説明を申し上げます。お手元に当省が作成いたしました、「建設計画について」という冊子がございます。それを御参照いただきながらと存じます。(配付資料「代替施設の建設計画について」を参照)

1ページでございます。これは、飛行場施設の位置、形状を示したものでございます。飛行場施設は、辺野古崎とこれに近接する大浦湾と辺野古地先の水域を結ぶ形で、北東から南西の方向に設置をしております。V字型に配置されております2本の滑走路の長さはそれぞれ1600mでございます。各々の滑走路の両端に100mのオーバーランを設けてございますので、滑走路のある部分の施設の長さは護岸を除きまして1800mでございます。滑走路の長さは、普天間飛行場に配備されております連絡機、C-12及びC-35でありますとか、他の飛行場等から飛来する可能性のある連絡機と同等のもの。例えば、C-20の離発着というニーズを考慮いたしました結果、滑走路長を1600mとし、オーバーランを含み護岸を除いた合計の長さを1800mということでありまして、国交省の基準によれば、一般に、普天間飛行場代替施設で使用され得るC-12等の連絡機と同等と考えられるYS-11等のプロペラ機が離発着する飛行場は、原則として1500mの滑走路長を確保するということになってございます。

2ページでございますが、飛行ルートを示しております。名護市長さん及び宜野座村長さんから、住宅地上空を回避するよう要請をいただきました。これを踏まえまして、L字型からV字型に変更いたしております。昨年4月7日に市長さん、村長さんと基本合意書を締結させていただいた上で、アメリカと交渉し、合意したところでございまして、現在でも、基本的にそのような地域の上空の飛行を回避する方向で対応するという認識にいささかの変更はございません。このため、集落の上空を米軍が常時自由に飛ぶということは、あり得ません。ただ、緊急時や飛行中に予測できないことが起こるような場合においてまで、この上を絶対飛んではならないということ制限することは、かえって現実的でないというふうに考えております。また、訓練の形態等によりましては、住宅地上空を飛行することも、それはあり得ると考えておりますが、これは例外的なケースであるという旨、国会でも御説明しているところでございます。

3ページでございますが、飛行場施設の配置計画でございます。飛行場施設には、滑走路の他に駐機場、格納庫、飛行場支援施設、燃料施設、燃料栈橋、弾薬搭載エリア、洗機場等が設置されております。弾薬搭載エリアでございますが、辺野古崎付近の突起スペースに設けるといふふうにいたしております。右下、弾薬搭載エリアと記したものでございます。この場所は、保安距離や周辺の飛行場内の施設、平島及び長島に掛からないようにいたしますとともに、施設外の辺野古集落から離れているというふうな状況を勘案いたしましたものでございます。現在の普天間飛行場におきましては、嘉手納飛行場を利用いたしまして、ヘリコプターの弾薬の搭載作業を行っておりますが、飛行場施設が嘉手納から遠距離にございます辺野古崎へ移設されることに伴い、この作業を嘉手納で行うとすれば、運用上の支障をきたすことにあいなります。従いまして、ヘリコプターに弾薬を搭載する場所をこの飛行場施設内に設けることとしたものでございます。この場合、騒音の抑制でありますとか、安全性の確保に資すると

いうふうに考えておりました、米軍の運用上もそうでございますが、地元にとりましても、メリットを受けていただけるのではないかと、このように考えております。

なお、このエリアでは、現在、普天間飛行場に配備されております攻撃ヘリコプター、AH-1への弾薬の搭載を想定いたしております。ロードマップでも示しておりますとおり、米国政府としては、代替施設において戦闘機を運用する計画を有してございません。

岸壁でございますが、大浦湾側におきまして飛行場施設を使用する航空機の燃料補給のための棧橋を建設するというにいたしております。しかしながら、兵員や物資の恒常的な積み卸しを機能とするような、いわゆる軍港的な機能を持つものを建設する予定はございません。

また、この他にも軍港としての機能を有するようなものを建設する予定はございませんが、故障したヘリコプターの輸送をどうするのかというような点等につきましては、円滑な基地機能を維持するために、必要最小限の所要とはいかなるものかという点で、今後、米側と調整いたしてまいりたいというふうに考えております。

今説明いたしましたように、弾薬搭載エリア、洗機場の規模等につきましては、主務省令等に基づきまして、準備書の中で記載をさせていただきたいと考えております。

急ぎまして、4ページへまいりますが、配置計画をお示しいたしました。これは、飛行場とは別に、キャンプ・シュワブ内の施設を再配置いたすものでございます。国道329号線の南側は、庁舎エリア、生活エリア、サービスエリアにゾーニングをいたしております。329号の北側の詳細は、今後、検討をいたします。

5ページへまいります。作業ヤードを示したものでございます。地元からの御要望を踏まえ、辺野古集落とキャンプ・シュワブの境界沿いに新たな道路を設置いたしまして、辺野古集落に隣接して新たにゲートも設置する方向で対応いたします。

最後の6ページでございますが、概略工程表をお示しいたしました。環境影響評価の手続は、2009年7月までに終了させ、その後、公有水面の埋立申請手続を経まして、2010年から埋立工事に入り、埋立工事と飛行場施設の工事には、概ね5年を見積もっております。陸上部の建設工事につきましては、今月中に隊舎や庁舎等の工事の実施に係る解体工事のための契約手続を開始する予定にいたしておるところでございます。

政府といたしましては、環境影響評価手続を進める中で客観的なデータを収集し、その結果を沖縄県を始めとする地元にとりましても丁寧に説明することが重要であると考えておりました、地元の意見を受け止め、建設計画につきましては、今後とも最大限誠意を持って協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

(町村内閣官房長官)

はい、それでは、只今の防衛大臣の御説明につきまして、仲井眞知事さんからどうぞ。

(仲井眞沖縄県知事)

それでは、建設計画について申し上げます。建設計画につきましては、地元や県民

に十分説明されて初めて理解と協力が得られるようになるものと考えております。今お話がありましたが、この大型岸壁のことや飛行ルート等、別の情報もいろいろありまして、引き続き納得のいくよう建設計画につきまして、説明していただきますとともに、十分協議をしていただきたいと思います。

また、この概略工程表は、事業者の、防衛省さんの希望的な計画として受け止めておりますが、情報を事前に広く公開していただき、地元を始め県民の理解と協力を得なければ、なかなか工程どおりは、円滑に進まないのではないかと危惧をいたしております。

更に、概略工程表には、アセス手続が本年の1月からスタートしているかのように記載されておりますけれども、方法書は小池大臣の時に、確か8月に県に持って来られたと記憶をいたしております。

官房長官、1つ、先程の準備書のところが、ちょっと時間的な面でかなり違いがあるものですから、ちょっとコメントしていいですか。

(町村内閣官房長官)

はい、どうぞ。

(仲井眞沖縄県知事)

この準備書というのは、まず、この方法書を踏まえまして、来年の、つまり2008年の2月頃から調査を事業者たる防衛省がお始めになって、この準備書を提出されるのは、来年の、更に再来年の2月頃にあいなると我々考えております。ですから、先程仰ったいろいろな内容については、方法書の段階できちっと可能な限り公開して、お知らせいただくのがありがたいと思っております。以上でございます。

(島袋名護市長)

私の方から。

(町村内閣官房長官)

はい、どうぞ。

(島袋名護市長)

飛行ルートのところで、例外的ということにつきましては、基本合意にはそういうことがありませんでしたので、どういうことなのかなということで、ちょっとお聞きしたいと思っております。

代替施設の位置、規模等の建設計画については、政府との協議事項であると認識しております。弾薬搭載エリア及び洗機場等を含め、今後とも誠意をもって協議していただきたいと考えているところでございます。

飛行ルートにつきましては、第4回協議会で発言いたしました、陸域から回避することで平成18年4月7日に基本合意書を交わしたところでございます。基本合意に基づき対応していただきたいと思いますと考えております。以上であります。

(町村内閣官房長官)

はい、ありがとうございます。では、宜野座村長さん、どうぞ。

(東宜野座村長)

建設計画については、引き続き協議していただきたいと思いますが、先程の発言の中で、訓練の中で例外的なケースで住民地域上空を飛行する可能性があるということがありましたが、これも、どういう例外的な場合があるのかということをはっきりとさせていただきたいと思っております。

(町村内閣官房長官)

はい、ありがとうございました。何か大臣の方からありますか。

(石破防衛大臣)

島袋市長さんからの御指摘でございますが、例外的にとは一体どういうことかということでございますが、今、お話の中で申し上げましたけれども、飛行ルートについて、一昨年10月29日にL字型で合意した後、市町村長さんたちの皆様方からのご意見を踏まえ、L字型からV字型に変更したということがございました。そのことを踏まえまして、どういうことになるかということですが、全く緊急時等、予測もしないことは、当然あり得るだろうということでございます。そういう場合も住宅地上空を飛んではならないとか、こういうことでいたしますのは、それはいくら何でも現実的ではないなということが1点ございます。また、飛行場の訓練の形によっては、飛行することもあり得るといふふうに認識はしているのですが、どんな訓練の形態で飛ぶことがあるのかについて、分かりませんみたいな話では、これはとても地元の納得が得られると思っております。米側ともよく調整はいたしますが、絶対に飛ばないと100%申し上げることはできません。しかし、緊急時に飛ぶことはあり得る、そして訓練の形態によってはということで調整はいたしますが、こういう場合は本当に万々やむを得ないということにおいて、我々が得心しない限り住宅地の上空を飛ぶということはないようにいたしたいと思っております。

(町村内閣官房長官)

それでは、2つの議題についてご議論をいただいたわけでございますが、その他のところで、本日の会議を踏まえまして、また御発言があればと思いますが、仲井眞知事の方からお願いいたします。

(仲井眞沖縄県知事)

それではその他について、1点申し上げます。前回は申し述べましたけれども、可能な限り沖合へ移動していただきたいということ、そして、現在の普天間飛行場の3年目途の危険性の除去、騒音の軽減等につきまして、是非、その実現に向け取り組む旨のご回答を早めにといただきたいということを、今回、また、お願いしたいと思いま

す。

(町村内閣官房長官)

石破大臣からお願いいたします。

(石破防衛大臣)

これも同じことを繰り返すつもりは、私はございません。今、名護の市長さんからのお話も住宅地の上を飛ばないようにという要請も踏まえまして合意し、それを踏まえ、去年の5月のロードマップでアメリカと合意したものでございまして、合理的な理由なくこれを変更することは困難ではあります。そして、その合理的な理由とは何なのかということ、そこも考えながら、とにかく知事さんが仰いますように、地元のできるだけの情報を公開し、御納得いただけるだけの誠心誠意、これをつくしまして結論を得たいというふうに考えております。合理的な理由なく変更することは困難ではありますが、合理的な理由というものがきちんとあるかどうかという点でありまして、私共も頑なに何が何でもこれで、全く降りないということではございません。ただ、合理的な理由なくして変更することはできないということは、行政上当然のことであり、沖縄の行政の方々にも御理解いただける。そこについて私共、情報もきちんと公開し、誠心誠意対応させていただきたい。その姿勢はさらに強化してまいりたいと思っております。

(町村内閣官房長官)

はい、高村外務大臣。

(高村外務大臣)

沖合移動については、私も石破大臣と全く同じ意見であります。

危険性の除去に関する県知事の御発言につきましては、普天間飛行場に係る問題点の解決のためには、何よりも、普天間飛行場の移設を早急に進めていくことが重要であると考えております。

また、本年8月10日に合同委員会で合意され、発表された普天間飛行場の運用に係る報告書は、地元の御要望も踏まえ、現在取りうる最善の措置を政府として最大限努力してまとめたものであります。これ以上のものは米軍の運用もあり、困難な面もありますが、地元の意見を受け止め、今後とも最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

(町村内閣官房長官)

続きまして、地元の方から、儀武金武町長お願いいたします。

(儀武金武町長)

北部市町村会長、金武町長の儀武でございます。私は前回の協議会において相互理解を深めるためにコミュニケーションの必要性を提案させていただきました。本日の

協議会開催、移設計画の合意形成に向け意義深いものと認識しているところでございます。普天間飛行場代替施設につきましては、北部12市町村、一体となり取り組んできたところであります。今後とも、島袋名護市長の意思を尊重し、一致結束して支援していく所存であります。

政府におかれましては、普天間飛行場の危険性の解消に向けて取り組みを進めてきました地元自治体の声に真摯に耳を傾け、誠意をもって対応していただきますようお願い申し上げます。以上です。

(町村内閣官房長官)

ありがとうございました。上原国頭村長さん、どうぞ。

(上原国頭村長)

国頭村長の上原でございます。前回から北部振興会長として、本協議会へ出席させていただいております。課題となっております普天間飛行場代替施設が早期に整備されることを願ってやまないところでございますが、何より大事なことは、双方の十分な議論の下、目に見える形で確実に前進させることが大事ではないかと思っております。代替施設につきましては、施設建設に伴う住民生活への影響を最小限に抑えるということは、当然、配慮されるべきことだと考えるところでございます。

したがって、政府におかれては、代替施設建設計画を円滑に推進する上からも、沖縄県及び名護市、宜野座村等の意向を踏まえ、誠意を持って、もちろん誠意を持ってなされているところでありますが、対応していただきますことを私からもお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(町村内閣官房長官)

ありがとうございました。どうぞ、名護市長。

(島袋名護市長)

先程の飛行ルートについてでございますが、使用協定に関する基本合意書に基づいて、今後、協議を行っていただきたいと思っております。

(町村内閣官房長官)

ありがとうございました。それでは、岸田沖縄及び北方対策担当大臣からお願いいたします。

(岸田沖縄及び北方対策担当大臣)

私の方から北部振興事業について申し上げさせていただきたいと存じます。北部振興事業につきましては、平成19年度の執行に向け、必要な手続きを開始したいと考えております。今後とも、普天間飛行場の移設に係る協議が円滑に進む状況の下、政府として真摯に受け止め、着実に実行する方向で対応したいと考えております。

なお、執行するに当たりましては、やはり国民の理解と信頼が不可欠であります。

北部振興事業の実施において、不適切な事案も見られることから、沖縄県及び関係市町村におかれましては、今後とも法令等を遵守した執行がなされるよう、よろしくお願いしたいと存じます。以上であります。

(町村内閣官房長官)

ありがとうございました。金武町長さん、どうぞ。

(儀武金武町長)

先程岸田大臣より御発言のありました、北部振興事業の執行に当たりましては、法令の遵守に努める所存でございますので、よろしくお願いいたします。

(町村内閣官房長官)

それでは、額賀財務大臣お願いいたします。

(額賀財務大臣)

ちょっと今、話を聞いててよく分からなかったのですが、これは、今、岸田大臣も仰いましたけれども、普天間飛行場移設の問題が順調に進みながら、北部振興が執行されるというのが、私は当初の、お互いに合意した内容であったと思います。これは石破大臣、今までの議論の中で普天間移設のお仕事は順調に進んでいるんですか。

(石破防衛大臣)

今まで、先般のこの協議会等々もございました。いろいろな事情は、すべて順調、円滑であるとは申し上げませんが、いろんな方々の御努力によって、円滑に近い形で進みつつあるという認識を持っております。

(額賀財務大臣)

そういうことが、私も経緯をよく知ってますので、よく誠意を持って話し合っていけば、理解が進むことであろうと、こう思っております。したがって、やたらと北部振興策に反対するものではないので、そういうことを、お互いに車の両輪でもあるし、本日の議論で石破大臣もそういうふうに仰っておりますので、19年度予算が執行されて、更に、20年度、来年度予算についても、それは状況をよく認識して考えてまいりたいというふうに思っております。

(町村内閣官房長官)

一応予定された議題は終了いたしました。知事の方から何かありますか。

(仲井眞沖縄県知事)

石破防衛大臣にですが、今、方法書の段階ですよね。それで、今、特に県と審査会ですね、環境影響評価の13人の専門家です。この人達の意見で、今の

方法書では、内容が依然、これから進めるには困難だということで、いろんな質問を出したりしておりますので、これは是非丁寧に答えていただきたいと思います。そうじゃないと前に非常に進みにくい。この審査会の意見を受けて、私の意見がこの21日とか1月21日に出すことになっておりますので、一つ、そこは是非審査会の専門家の意見にきちっと答えられるようにしていただきたい。準備書というのは、更にこれから、今から勘定しますと1年3カ月ぐらい後になりますからね。ですから方法書の段階できちっと埋めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

(町村内閣官房長官)

では、石破大臣。

(石破防衛大臣)

もう一度繰り返しになってしまったら恐縮ですが、方法書の手続で、今、知事が仰いますように、記載内容に不足の点がないか、環境影響評価を実施する前提でございますから、記載内容に不足の点がないかにつきましても、きちんと自治体の皆様方から御意見をいただいて、その意見はきちんと十分に勘案させていただきたいと思っております。ですから形式要件が揃っているからそれでいいでしょう、ということではあいならないと思っております、何が足りないかということについて、なお情報を提供する必要はあるかについてですね。

(仲井眞沖縄県知事)

沢山、沢山、70項目ぐらいあるものですから、よろしく願います。

(町村内閣官房長官)

70数項目の質問書が防衛省の方に届いているのですよね。そうですね。そこは正式に政府としても努力して返したいと思えます。

それではちょうど時間もまいったようですので、協議会を終わりにしたいと思えますけれども、この建設計画に関する問題につきましては、アセス手続を進めていく中で、誠意をもって協議を進め、地元を含めまして、関係者間で、できる限り早期に決着するように、私も最大限努力してまいりますのでよろしく願います。関係省庁含めてよろしく願いを申し上げます。

なお、次回協議会につきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、来年1月末頃を目途に開催する方向で調整させていただきたいと、こう思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

今日の協議会の内容は、後日、首相官邸のホームページで公表いたしますとともに、協議会の概要につきましては、事務方からブリーフィングさせることといたしますので、御了承を願いたいと思えます。

それでは、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

(以上)